

ノロウイルス食中毒注意報を発令します！ ～11月から3月までの期間～

第2回ノロウイルス食中毒注意報発令中！！
～令和元年12月12日(木)から令和2年1月1日(水)まで～

**県内で感染性胃腸炎の患者が急増しています！
感染性胃腸炎の多くはノロウイルスが原因です。**

一見健康に見える人でも、ノロウイルスを保菌している方がいます。**(健康保菌者)**
健康保菌者が調理に携わり食品を汚染することで、食中毒になる事例が増えています。
健康保菌者は、同居人が発症していた場合やトイレから感染することが多く、発症者とおなじくらいのウイルス量を排出します。
誰でも健康保菌者になる可能性がありますので、調理前には、**消毒薬を使用し2回手洗い**を徹底するようにしましょう。

特定医療費（指定難病）の医療費助成をご存知ですか？

難病とは？

- 発病の機構が明らかでなく ○治療方法が確立していない
- 希少な疾病であって ○長期の療養を必要とするもの

指定難病とは？

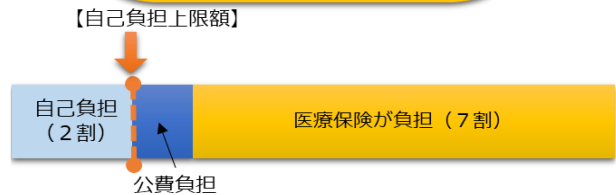
- ① 患者数が日本国内において一定の人数に達しないこと
*人口の0.1%程度
- ② 客観的な診断基準(またはこれに準ずるもの)が確立していること

現在**333**疾病が指定されています。(2019年7月時点)

医療費助成の対象は？

疾病ごとに厚生労働省が定めた認定基準(診断基準および重症度分類)があり、滋賀県指定難病審査会において審査を行い認定されたものについて医療費助成が受けられます。

特定医療費の支給について (自己負担の考え方)



通常、窓口では、医療費の7割を医療保険が負担し、残りの3割を自己負担することになりますが、特定医療費の支給認定を受けた場合、3割から**2割**に引き下げられます。(ご加入の医療保険の自己負担割合が2割以下の場合は変更ありません。)

加えて、所得状況(市町村民税の課税状況等)に基づき、月ごとの**自己負担上限額**が設定されます。同月内の自己負担を合算し、当該上限額を超えた自己負担額は全額助成されます。

申請・相談窓口

必要な書類は保健所にてご用意しております。
また、申請書等の様式は**滋賀県HP**から、
臨床調査個人票は
難病情報センターHPから
ダウンロードも可能です。

草津保健所 地域保健福祉係
077-562-3534



医療機関で指定難病の病気と 診断されたら・・・



- ① 医療機関で難病指定医に臨床調査個人票(診断書)を記入してもらう
- ② 必要書類(詳細はお問い合わせください)をそろえて管轄の保健所へ申請
- ③ 滋賀県指定難病審査会にて審査(3か月程度かかる)
- ④ 承認されると県庁から特定医療費(指定難病)受給者証と自己負担上限額管理が郵送される
- ⑤ 受診の際、健康保険証に、特定医療費(指定難病)受給者証と自己負担上限額管理票を添えて窓口へ提出する

小児救急電話相談

短縮ダイヤル # 8000

または 077-524-7856

休日や夜間のお子さまのケガや発熱等で、病院へ行った方がよいかどうか判断に迷ったときご利用ください。臨床経験のある看護師または保健師がアドバイスします。

相談日

平日、土曜日 午後6時～翌朝8時

日曜日、祝日および年末年始

午前9時～翌朝8時

対象者

県内在住の15歳(中学生)以下の子どもと、その家族等

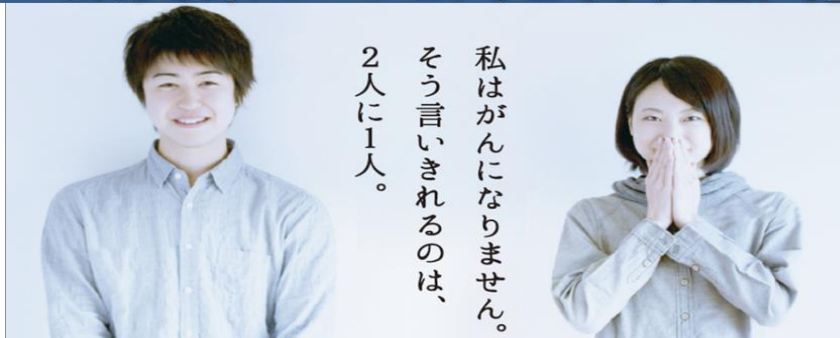
※ この電話では診察や治療は行いません。

「滋賀県がん対策の推進に関する条例」をご存知ですか？

この条例は、がん患者とその家族を社会全体で支え、がんの早期発見や治療と生活を両立させるための取組を推進するため平成25年12月に定められました。この条例において本県では毎年2月4日から2月10日を啓発週間としています。

2月4日～10日は

「滋賀県がん向き合う週間」



日本人および滋賀県民の死亡原因の第1位は「がん」。死亡数は年々増加し続けていますが、その治療技術の進歩はめざましいものがあります。

「がんになったらどうしよう」と不安なまま過ごすより、今できることを知り、がんになったらどうすればよいのか、まず知ることが大切です。

滋賀県では、がんに関する情報をわかりやすくお伝えするサイトがあります。



がん情報が

検索

滋賀の健康づくりキャラクター しがのハグ&クミ

☆☆☆

編集後記

令和元年もまもなく終わります。今年は新しい時代の幕開け、ラグビーワールドカップで日本代表がベスト8に入るなど明るい話題も多い年でした。地域がワンチームになれば来年もきっとよい年となることでしょう。今年も皆さまお世話になりありがとうございました。